

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年11月5日 第25号
件 名	文京区としての総合的な「まちづくり」に資する 「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定 を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区では前回の建設委員会（9月24日）以降も、巨大ワンルームマンション建設を巡る建築紛争は解決の糸口さえ見えず、地元区民らが建物の構造や工事車両の通行ルート等を含めて丁寧な説明をどれだけ求めても、事業者側は話し合いに応じることなく強引に工事を進めようとしており、このままでは文京区の由緒ある閑静な住宅地が壊されていってしまうと深く憂慮します。

これはひとえに、文京区において「まちづくり」の総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」がないからであり（注1）、さらに言えば文京区としての「まちづくり」の定義付けを明確に定めておらず、文京区としての「まちづくり」の基本理念も明確に打ち出していないからと考えます。

文京区の地の利や歴史を活かしたバランスの取れたまちづくりを進めるには、閑静な住環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域においてメリハリのあるまちづくり行政をしていく必要があります、特に心身両面におけるバリアフリーを実現するスマートシティの推進（注2）、さらには「人生100年時代」に向けアクティブシニアを含めたコミュニティ強化も盛り込み、まちづくりを総合的かつ俯瞰的に捉えていく必要（注3）があるはずで

そこで貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定め、それらを盛り込んだ「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定してください。
- 2 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定し、一定規模以上の建築物の建設を計画する際には「構想段階」で区に届け出て「文京区都市マスタープラン」との整合性や地域のまちづくりの方向性を確認・調整する仕組みなどを整えてください。

注1）文京区には「文京区まちづくり推進要綱」等や「まちづくり」という言葉が入った条例等がありますが、「まちづくり」の総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」はありません。

注2）心身両面におけるバリアフリーを実現するスマートシティの推進には、区内の全ての駅にエレベーターを取り付けたり、歩きやすい歩道を確保したりすることや、子育て世代が駅前子どもを預けて仕事に行くための社会インフラの再整備を含み、利便性を向上した駅前地域の再開発など様々な視点・観点から見た文京区の価値をさらに向上させる活動を展開していく必要があります。

注3）文京区民が25万人に増えたとしても、全世代の区民が安全・安心かつ豊かに心地よく暮らせるまちづくりを実現するためにも、安定した税収を背景に社会福祉ニーズを積極的に取り込んだ総合的・俯瞰的な、まちづくりを進めていく必要があります。